

障害者雇用のすすめ

ハローワークにおける障害者支援について

令和7年9月19日

ハローワーク布施

専門援助部門 統括職業指導官

東 恵美



内 容

- ハローワークの障害者職業紹介業務について
- 障害者に係る支援施策や各種助成金等について
- 障害者の法定雇用率について
- 障害者の権利擁護関係について



◎ 障害者職業紹介業務について: 1

障害者雇用促進法 第1条 (目的)

この法律は、障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的とする。

ハローワークとは…

ハローワークは、仕事をお探しの方や求人事業主の方に対して、さまざまなサービスを無償で提供する、厚生労働省が運営する総合的雇用サービス機関です。

「障害のある方の職業相談窓口」では、障害に理解のある専門のスタッフが、就職から職場定着まで一貫したきめ細かい支援を実施しています。情報提供、職業相談、応募書類の作成支援や面接指導を行います。必要に応じ、障害の特性に応じた職業訓練や、専門機関による職業評価をご案内します。

ご利用時間 平日8:30~17:15
土・日・祝・年末年始 休



ハローワーク
インターネットサービス

◎ 障害者職業紹介業務について: 2

ハローワーク布施・藤井寺

【令和6年度 障害者職業紹介取扱状況】

	新規求職数内訳											
	身体		対前年比%	知的		対前年比%	精神	対前年比%	発達・難病高次脳機能障害その他	対前年比%	合計	対前年比%
		うち重度			うち重度							
布施所	357	157	22.3	213	27	12.7	640	11.3	35	▲14.6	1,245	13.5
藤井寺所	153	62	▲2.5	114	14	0.0	410	16.1	30	▲23.1	707	6.6
大阪局	4,721	1,972	11.7	3,255	384	17.6	11,880	13.7	923	7.7	20,779	13.5

	就職件数内訳											
	身体		対前年比%	知的		対前年比%	精神	対前年比%	発達・難病高次脳機能障害その他	対前年比%	合計	対前年比%
		うち重度			うち重度							
布施所	163	75	28.3	167	34	6.4	400	0.3	18	▲35.7	748	5.2
藤井寺所	46	14	▲28.1	66	7	0.0	158	10.5	18	0.0	288	▲1.0
大阪局	1,807	798	9.9	1,914	256	13.5	5,144	6.2	337	21.2	9,202	8.8

	雇用率 法定:2.5%(前年比)	達成企業割合(前年比)
布施所	2.20 (0.16p ↓)	44.6 (4.2p ↓)
藤井寺所	2.44 (0.10p ↑)	52.5 (4.1p ↓)
大阪局	2.44 (0.09p ↑)	41.7 (4.4p ↓)
全国	2.41 (0.08p ↑)	46.0 (4.1p ↓)

※令和6年4月から法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げ

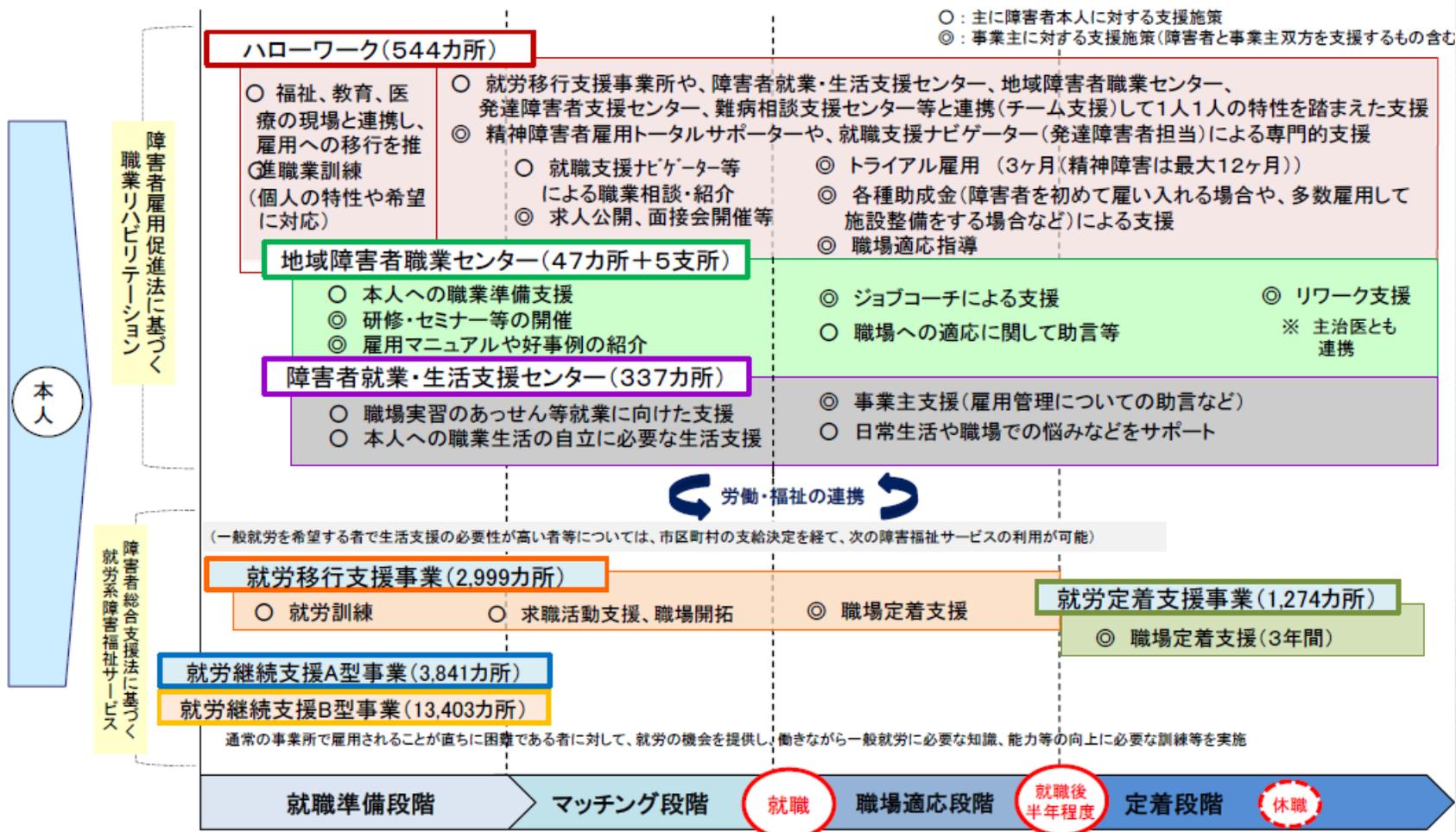
布施所	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
就職件数	748	711	681	609
うちA型事業所	340	364	328	287
A型事業所の割合	45.5%	51.2%	48.2%	47.1%

藤井寺所	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
就職件数	288	291	307	267
うちA型事業所	92	123	141	110
A型事業所の割合	31.9%	42.3%	45.9%	41.2%

◎ 障害者職業紹介業務について: 3

障害者雇用の促進に向けた支援策の主な流れ(全体像)

障害者雇用促進法に基づく職業リハビリテーションと障害者総合支援法に基づく就労系障害福祉サービスとの連携が中心となり、障害者雇用の促進に向け、**地域における一貫した障害者の就労支援**を実施。



※ 上記のほか、障害者就業・生活支援センターを中心に、地域の関係機関(医療機関、自治体、保健所や民間団体の就労支援機関等)と連携し、就労支援を実施

◎ 障害者職業紹介業務について: 4

障害者雇用促進法における障害者の範囲、雇用義務の範囲

※疾病（がん・悪性腫瘍や白血病など）は、障害ではありません。

障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者。（法第2条第1号）

身体障害者

障害者のうち、身体障害がある者であって別表に掲げる障害があるもの（別表省略）
（法第2条第2号）

知的障害者

障害者のうち、知的障害がある者であって省令で定めるもの
（法第2条第4号）
※知的障害者判定機関により知的障害があると判定された者（施行規則第1条の二）

精神障害者

障害者のうち、精神障害がある者であって省令で定めるもの
（法第2条第6号）
※次に掲げる者であって、症状が安定し、就労が可能な状態にあるもの

精神障害者
保健福祉手帳所持者

- ①統合失調症
 - ②そううつ病（そう病・うつ病を含む）
 - ③てんかん
- ※手帳所持者を除く。

その他障害者

左記に該当しない

- ・発達障害者
- ・難治性疾患患者のうち376疾患

助成金対象外の障害
（本人が希望すれば障害登録は可）

発難金の対象

特定求職者開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）対象

雇用義務の対象・実雇用率算定の対象

【障害者手帳所持者】

事業主は、…その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならない。（法第43条第1項）
「対象労働者」とは、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（…の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る）をいう。（法第37条第2項）

就職困難者・特開金の対象

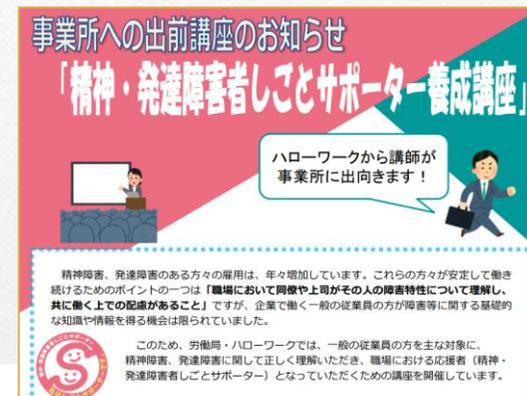
雇用保険法 第22条第2項
・雇用保険の日数が変わる
・特定求職者開発助成金（特定就職困難者コース）対象

金銭面の支援対象外

抑うつ・うつ状態、適応障害、神経症、PTSD、パニック障害、アルコール等依存症、認知症、性同一性障害、高次脳機能障害、376疾患以外の難病、自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者等
※就労移行支援A型事業所が応募可の場合があります。

◎ 障害者に係る支援施策や各種助成金等: 1

- 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（出前講座）
- 障害者トライアル雇用
- 特定求職者雇用開発助成金
 特定就職困難者コース
 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース
- 職業訓練



施設内訓練

【実施主体】大阪府（訓練期間：6ヶ月～2年）	大阪障害者職業能力開発校 大阪府立北大阪高等職業技術専門学校 大阪府立夕陽丘高等職業技術専門学校	委託
【実施主体】独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（訓練期間：6ヶ月～2年）	国立職業リハビリテーションセンター（埼玉県） 国立吉備高原職業リハビリテーションセンター（岡山県）	

大阪障害者職業能力開発校の特別委託訓練施設	
社会福祉法人日本ライトハウス	視覚障害リハビリテーションセンター
社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会	大阪市職業リハビリテーションセンター 大阪市職業指導センター
社会福祉法人摂津有和会	摂津市障害者職業能力開発センター
社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	大阪 I N A 職業支援センター

施設外訓練：障害者の多様なニーズに対応した委託訓練

- 【実施主体】大阪府（訓練期間：1～3ヶ月）
- 【実施期間】民間教育機関 等

◎ 障害者に係る支援施策や各種助成金等: 2

【 就職後の支援・指導 】

(1) 職場適応指導

就職後、早期に事業所を訪問し、労使双方に現状を聴取し問題点があれば解消されるよう支援を行う。

障害者雇用促進法第17条

公共職業安定所は、障害者の職業の安定を図るために必要があると認めるときは、その紹介により就職した障害者その他事業主に雇用されている**障害者に対して**、その作業の環境に適応させるために**必要な助言又は指導を行う**ことができる。

障害者雇用促進法第18条

公共職業安定所は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要があると認めるときは、障害者を**雇用し、又は雇用しようとする者に対して**、雇入れ、配置、作業補助具、作業の設備又は環境その他障害者の雇用に関する技術的事項についての**助言又は指導を行う**ことができる。

(2) 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援の活用

雇入れ後（必要により雇入れ前の利用も可）、しばらくの期間、援助者の立会い等が必要・望ましい場合等に活用する。

※大阪障害者職業センター（本所・南大阪支所）の事業



大阪障害者職業センター



大阪障害者職業センター南大阪支所

① 大阪障害者職業センター

所在地 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル4F
TEL 06-6261-7005

② 大阪障害者職業センター南大阪支所

所在地 〒591-8025 堺市北区長曽根町130-23 堺商工会議所会館5F
TEL 072-258-7137

◎ 障害者の法定雇用率について: 1

大阪労働局発表
令和6年12月20日(金)

【照会先】
大阪労働局職業安定部職業対策課
(代表電話) 06(4790)6310

令和6年 障害者雇用状況の集計結果

民間企業に雇用されている障害者の数は、21年連続過去最高を更新
実雇用率は0.09ポイント上昇し2.44% (全国2.41%)
公的機関では法定雇用率未達成は12機関

令和6年6月1日現在の大阪における障害者の雇用状況について

<民間企業> (法定雇用率 2.5%)

- 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新
- 民間企業に雇用されている障害者の数は、62,038.0人(注)、前年より6.4% (3,756.0人(注)) 増え、**21年連続の増加**
- 民間企業における実雇用率は、0.09ポイント上昇し、2.44% (全国2.41%)
- 法定雇用率達成企業の割合は、4.4ポイント低下し、41.7% (全国46.0%)

<公的機関> (同 2.8%、一部の教育委員会は2.7%)

- 府・市町村の機関(※)に在職している障害者の数は2,488.0人(注)となり、実雇用率は前年より0.11ポイント上昇し、2.99%
- ※ 2.7%の法定雇用率が適用される一部の教育委員会、独立行政法人等は除く

●府・市町村の機関(教育委員会含む)における法定雇用率未達成の機関は、次の機関。



事業主のみなさまへ

障害者雇用の すすめ

- 障害者雇用をためらっていませんか? 2
- 障害者とは 3
- 障害者雇用率制度 4

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和8年7月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	2.5%	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

◎ 障害者の法定雇用率について: 2

民間企業に対する障害者雇用率達成指導の流れ



障害者雇用率未達成企業に対しては、ハローワークより雇用率達成指導を行います。障害者の不足数が多い等の事業主には、「障害者雇入れ計画」の作成命令を发出し、計画の着実な実施による障害者雇用の推進を指導します。

また、障害者雇用状況の改善が特に遅れている事業主については、労働局や厚生労働省による特別指導を実施します。

それでもなお、障害者雇用状況の改善が進まなければ、「企業名の公表」を行う場合があります。

「障害者雇用のすすめ」

P 7 ~ 8

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (J E E D)

1. 高年齢者雇用の支援

- ・ 65歳超雇用推進助成金

2. 障害者の雇用支援

- ・ 障害者職業センター
- ・ **障害者雇用納付金制度**
- ・ アビリンピック

3. 職業能力開発の支援

- ・ ポリテクセンター・カレッジ
- ・ 求職者支援訓練

など

障害者雇用納付金制度

障害者雇用について、事業主間の経済的負担を調整する観点から、常時雇用している障害者の数が雇用義務数（法定雇用障害者数）を下回っている事業主（従業員100人超）は、不足する人数に応じて障害者雇用納付金を納める必要があります。

この納付金を財源に、雇用義務数を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金を支給しています。また、障害者雇用調整金、報奨金以外にも、この納付金を財源に、各種の助成金を支給しています。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

【従業員100人を超える事業主】

- 障害者雇用納付金（法定雇用率未達成事業主）
不足1人につき 月額 50,000 円納付



障害者雇用納付金は罰金ではありません。納付したからといって障害者雇用義務を免れることができるものではありません。

◎ 障害者の権利擁護関係について

(1) 障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務について

(事業主の方へ)

雇用の分野で
障害者に対する差別が禁止され、
合理的な配慮の提供が義務となりました

● 改正障害者雇用促進法が施行されました

「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成28年4月1日に施行されました。

改正のポイント

① 雇用の分野での障害者差別の禁止

障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別的取扱いが禁止されています。

② 雇用の分野での合理的配慮の提供義務

障害者に対する合理的配慮の提供が義務付けられています。

③ 相談体制の整備・苦情処理、紛争解決の援助

障害者からの相談に対応する体制の整備が義務付けられています。
障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

対象となる事業主の範囲は、

事業所の規模・業種に関わらず、すべての事業主が対象となります。

(2) 障害者虐待防止法について

使用者による障害者虐待をなくそう

すべての人が安心して働き続けられる職場にするために



大阪府

職場での

防ごう、障がい者虐待!



本日はありがとうございました

今後も、ハローワークへのご協力をよろしくお願いいたします。

